

修繕に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	61百万円
H19	58百万円
H20	55百万円
H21	43百万円
H22	38百万円
H23	52百万円
H24	52百万円
H25	51百万円
H26	110百万円
H27	88百万円

※上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。